

第七号様式の二を削る。
第八号様式から第十三号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日	
狩猟免許等再交付申請書	
山梨県知事 殿	
住 所 (法人にあっては 事務所の所在地)	(〒) 電話番号 ()
ふ り が な 氏 名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	印
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
次のとおり狩猟免許等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により申請します。	
狩 猟 免 許 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 許可証（省令第7条第9項） <input type="checkbox"/> 従事者証（省令第7条第9項） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証（省令第15条第5項） <input type="checkbox"/> 承認証（省令第42条第4項） <input type="checkbox"/> 狩猟免許（省令第48条第5項） <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証（省令第65条第9項） <input type="checkbox"/> 狩猟者記章（省令第65条第9項）
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
再 交 付 の 理 由	

注 該当項目の□にレ印を付すこと。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日	
住所等変更届出書	
山梨県知事 殿	
住所 (法人にあっては事務所の所在地)	(〒) 電話番号 ()
ふ り が な	
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	印
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
次のとおり住所又は氏名を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。	
狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証（省令第7条第10項） <input type="checkbox"/> 従事者証（省令第7条第11項） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証（省令第15条第6項） <input type="checkbox"/> 承認証（省令第42条第5項） <input type="checkbox"/> 狩猟免許（省令第48条第4項） <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証（省令第65条第8項）
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
旧住所又は旧氏名	
新住所又は旧氏名	

- 注 1 該当項目の□にレ印を付すこと。
 2 住所又は氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

狩猟免許等亡失届出書

山梨県知事 殿

住所 (法人にあっては 事務所の所在地)	(〒) 電話番号 ()
ふりがな	
氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	印
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
次のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。	
狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証（省令第7条第12項） <input type="checkbox"/> 従事者証（省令第7条第13項） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証（省令第15条第7項） <input type="checkbox"/> 承認証（省令第42条第6項） <input type="checkbox"/> 狩猟免許（省令第50条） <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証（省令第65条第10項） <input type="checkbox"/> 狩猟者記章（省令第65条第10項）
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
亡 失 の 理 由	

注 該当項目の□にレ印を付すこと。

第11号様式 (第11条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所	〒
氏 名	印
職 業	
生年月日	年 月 日生
電話番号	

指定猟法許可申請書

次のとおり指定猟法の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定により申請します。

指 定 猟 法 の 種 類	
当 該 指 定 猟 法 に よ ら な け れ ば な ら な い 理 由	
捕 獲 等 の 目 的	
捕 獲 等 の 期 間	
捕 獲 等 の 区 域	
捕 獲 等 を し よ う と す る 鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量	
学 術 研 究 を 目 的 と し た 場 合 に あ っ て は 研 究 の 事 項 及 び 方 法	
備 考	

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 (法人にあつては 事務所の所在地)	〒
氏 名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	印
電 話 番 号	

損失補償請求書

次のとおり損失補償を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第2項の規定により請求します。

- 1 補償請求の理由
- 2 補償請求額の総額及びその内訳

注 損失額の算定の根拠となる書類を添付すること。

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所	〒
団体の名称	
代表者氏名	印
電 話 番 号	

猟区認可申請書

次のとおり猟区を設定したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定により申請します。

1 猟区予定区域内の地目別面積

山林				原野	耕地	水面	その他	計	備考
国有林	公有林	私有林	計						
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

2 猟区予定区域内の鳥獣生息状況

3 猟区の維持管理に関する事務委託の内容等

- (1) 委託先の住所
- (2) 委託先の名称及び代表者氏名
- (3) 委託事務の内容等

4 狩猟鳥獣の保護繁殖施設の設置計画

- (1) 当初年度の計画
- (2) 次年度の計画

5 狩猟鳥獣の人工増殖計画

- (1) 当初年度の計画

対象種	増殖施設の規模	繁殖親の数	育成子の数	備考
	m ²			

- 注 1 増殖施設がある場合には、その所在地を備考欄に記載すること。
 2 増殖施設の規模の欄には、野生化訓練場等を含めた規模を記載すること。

(2) 次年度の計画

対象種	増殖施設の規模	繁殖親の数	育成子の数	備考
	m ²			

6 狩猟鳥獣の放鳥獣計画

(1) 当初年度の計画

放鳥獣対象種	放鳥獣数	放鳥獣の方法	放鳥獣の場所	放鳥獣の入手相手方の名称	備考

(2) 次年度の計画

放鳥獣対象種	放鳥獣数	放鳥獣の方法	放鳥獣の場所	放鳥獣の入手相手方の名称	備考

7 一狩猟期間の月別入猟者・捕獲鳥獣の見込数

月	入猟見込数			捕獲見込数		
	網・わな	第1種銃猟	第2種銃猟	キジ	ヤマドリ	コジュケイ
計						

8 猟区運営に従事する者

区分	氏名	年齢	狩猟経験年数	狩猟鳥獣増殖従事年数	猟区運営に必要な能力に関する事項
猟区管理者					
主任					
巡視員					
事務員					

9 猟区運営に必要な資金計画

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則の規定により提出されている申請書、届出書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定により提出された申請書、届出書その他の書類とみなす。

山梨県規則第五十五号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表教育委員会の項委任事項の欄、同表警察本部長の項委任事項の欄及び同表人事委員会事務局長 代表監査委員 地方労働委員会事務局長 県議会事務局長である山梨県事務吏員の項委任事項の欄に次の一号を加える。

三 債務負担行為に係る予算のうち知事が認めた範囲内において債務負担行為に係る支出負担行為をすること。

第三条第一項の表かい長の項委任事項の欄に次の一号を加える。

七 知事、教育委員会又は警察本部長の指示を受けて債務負担行為に係る支出負担行為をすること。

第三条第一項の表地域振興局長、新環状・西関東道路建設事務局長、広瀬・琴川ダム事務局長、荒川ダム管理事務局長、大門・塩川ダム管理事務局長、深城ダム建設事務局長、釜無川流域下水道事務局長及び桂川流域下水道建設事務局長の項を削る。

第三十条第三項の表中、「甲陽学園副園長」の下に、「障害者相談所次長」を加え、「看護大学事務局次長」の下に、「衛生公害研究所次長」を加え、「山梨県工業技術センター総務課長」を「山梨県工業技術センター次長」に改め、「産業技術短期大学学校管理部長」の下に、「高等技術専門学校副校長」を加える。

第百十五条第一項中「製造」を「製造その他についての請負業務」に改める。

第百二十条第三項中「契約金額」の下に「(遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、契約金額のうち未履行部分に相当する金額)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、延滞違約金の全額が百円未満であるときは、これを徴収しない。
別表第一の三峡北地域振興局の項中「北杜高等学校 峡北高等学校 峡北農業高等学校 須玉商業高等学校」を「北杜高等学校」に改める。
第十八号様式の二を次のように改める。

第18号様式の2 (第30条関係)

出納長 殿

所 属 長 印
(かい 長)

第 年 月 日

出納員 (その他の会計職員) 推薦届

山梨県財務規則第30条第1項の規定により、出納員(その他の会計職員)を次のとおり推薦します。

年度	所属名	推薦する職	推薦する職	職員番号	職員番号
推 薦 する 者	職 氏 名	職 員 番 号	職 員 番 号		
理 由					
旧 任 者	職 氏 名	職 員 番 号			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に請求している延滞違約金の徴収については、この規則による改正後の山梨県財務規則第百二十条第三項ただし書の規定は、適用しない。